

広島県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、令和二年広島県告示第四百五号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・七〇二号長束八木線及び三・三・七〇三号川の内線

三 事業施行期間

令和二年三月二十六日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし